

令和4年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

本年6月3日の降ひょうにより農作物等への被害を受けた農家に対して、本市独自の見舞金を支給するため、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により7月5日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

9,000 千円

【歳出予算の内訳】

ひょう被害を受けた農家に対する見舞金

9,000 千円

〔予算の内訳〕 被災農業者災害見舞金：9,000千円

9,000 千円

〔給付金額〕 1件につき5万円

〔対象見込件数〕 180件

☆歳入予算

9,000 千円

【歳入予算の内訳】

○ 繰越金

9,000 千円